

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(5) 公共・公益施設地区（藤白台4丁目（1））

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は自家用のみとする。		
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。		
(3) 表示面積の合計は10㎡以下とする。		
(4) 広告物の取り付け位置は地盤面より8m以下とする。		
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。		